

ご利用いただける方		個人および法人のお客さま														
預入期間		満期日の指定により、定型方式と期日指定方式が選べます。 (1) 定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 (2) 期日指定方式 1か月超5年未満 ※ 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）をご利用いただけます。														
預入	預入方法	一括預入														
	預入金額	1,000万円以上														
	預入単位	1円単位														
払戻方法		満期日以後に一括してお支払いいたします。														
利息	適用金利	・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用いたします。														
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。														
	利払方法	・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・ 預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日の1年後の応答日）以後および満期日以後に分割してお支払いいたします。 ・ 中間利払い … 約定利率 × 70%														
税金		お受取利息には、20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。また、適格の方は「マル優」の取扱ができます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。														
付加できる特約事項		自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 当座貸越をご利用の場合の貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります。														
期限前解約時の取扱い		当組合がやむを得ないものと認めて、満期日前に解約する場合には、以下の期限前解約利率により計算した利息とともにお支払いいたします。 <table border="1" data-bbox="526 1579 1284 2027"> <thead> <tr> <th>実預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約時における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率 × 40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率 × 50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率 × 60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率 × 70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率 × 90%</td> </tr> </tbody> </table>	実預入期間	中途解約利率	6ヶ月未満	解約時における普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率 × 40%	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率 × 50%	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率 × 60%	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率 × 70%	2年6ヶ月以上3年未満	約定利率 × 90%
実預入期間	中途解約利率															
6ヶ月未満	解約時における普通預金利率															
6ヶ月以上1年未満	約定利率 × 40%															
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率 × 50%															
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率 × 60%															
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率 × 70%															
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率 × 90%															
金利情報の入手方法		各営業店窓口設置の金利表示ボードでご確認いただくか、直接窓口へご照会ください。 また、当組合ホームページでもご確認いただけます。														

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または経営管理本部にお申し出ください。 【長崎三菱信用組合 経営管理本部】 受付時間 : 9時～17時（祝日および当組合休業日は除く） 電話 : 0120-324-892（フリーダイヤル） なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 (https://www.ryo-sin.co.jp/) ・ 紛争解決措置 福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター 電話：092-741-3208、北九州法律相談センター 電話：093-561-0360、久留米センター 電話：0942-30-0144）、または東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合経営管理本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は東京の三弁護士会のいずれかにご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付時間：9時～17時（祝日および信用組合の休業日は除く） 電話 : 03-3567-2456 住所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続をご選択にならない場合、満期日以降のお利息は解約日または書換継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・ この預金は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。